

新型コロナウイルス関連情報（5月14日）

○各州等における新型コロナウイルスに関する措置及び感染者数等をお知らせします。

【水際対策：スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用（インストールするアプリの変更）】

（1）現在、日本への入国者に対しては、日本の空港到着時に、「質問票」及び「誓約書」の提出、並びに指定アプリのスマートフォンへのインストールが求められています。今般、スマートフォンにインストールを求めているビデオ通話アプリについて、Skype から MySOS に変更されましたのでお知らせします。詳細は下記の厚生労働省のサイトをご覧ください。

○スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html

（2）「質問票」、「誓約書」及び指定アプリのスマートフォンへのインストールに関しては、可能な限り出発地の空港にチェックインする前にオンラインで質問票に回答し QR コードを取得（スクリーンショット又は印刷）し、誓約書の記入をお願いします。なお、誓約書は入国者につき1枚必要です。また、指定アプリを使用するために、日本国内でデータ通信が利用可能なスマートフォンを所持していない場合は、空港内でスマートフォンを自費でレンタルすることが求められます。

なお、質問票、誓約書等に関する説明については下記の厚生労働省のサイトをご覧ください。

○水際対策に係る新たな措置についての説明

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

○「質問票」（出発前に QR コードを取得してください）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00251.html

○「誓約書」の提出（1人1枚必要です）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html

【CDC の「ワクチン接種完了者」に対するマスク着用ガイドラインの改訂について】

13日、米国疾病予防管理センター（CDC）は、「ワクチン接種完了者」に関する推奨事項を改訂し、マスクの着用に関するガイドラインを以下のとおり変更しました。

・連邦・州・地方における法令や規則、ローカルビジネスや職場におけるガイダンスで要求される場合を除き、ワクチン接種完了者は、いかなる環境においても、マスクの着用及び6フィートの距離の確保が不要である。

・公共交通機関の利用時や空港、駅などの交通ハブに滞在時は、ワクチン接種完了者も引き続きマスク着用が必要。

ただし、マスク着用に関しては各州・地方によって対応が異なる可能性があるため、引き続き州政府等によるガイドラインを確認してください。

(注)「ワクチン接種完了者」とは

- ・ 2回接種型ワクチンの2回目を接種後、2週間が経過している者（ファイザー、モデルナ）
 - ・ 1回接種型ワクチンを接種後、2週間が経過している者（ジョンソン&ジョンソン）
- (CDC 関連ページ：Interim Public Health Recommendations for Fully Vaccinated People)

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/vaccines/fully-vaccinated-guidance.html>

【州政府等による措置等のポイント】

(ニューヨーク州) クオモ知事のメッセージ (5月10日～5月14日)

- ・ 5月13日、CDC のワクチン接種完了者に対するマスク着用ガイドラインの改訂について、医療専門家及び近隣州と協議しつつ、同ガイドライン改訂をレビューしている旨発表。

<https://www.governor.ny.gov/news/statement-governor-andrew-m-cuomo-new-cdc-guidance-mask-wearing-and-social-distancing>

- ・ 5月12日、州内において12～15歳の者へのファイザー製ワクチンの接種を認めたことを発表。

<https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-accepts-nys-clinical-advisory-task-force-recommendation-immediately-implement>

- ・ 5月12日、バッファローとナイアガラフォールズ地域の NFTA ステーションに5つの新しいワクチン接種サイトを設置することを発表。詳しい場所はリンクをご参照ください。

<https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-announces-five-new-pop-vaccination-sites-nfta-stations-buffalo-and-niagara>

- ・ 5月12日、7月4日までに100%の容量で再開することを目標として、本日よりビーチとプールが6フィートの距離を保って運営されることを発表。

<https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-announces-beaches-and-pools-operate-six-foot-social-distancing>

- ・ 5月12日、6月1日より、サーレンフィールドスタジアムの観客席の50%はワクチン接種完了者が隣り合って着席する区画とすることを発表。

<https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-announces-buffalos-sahlen-field-host-additional-2000-spectators-blue-jays-games>

- ・ 5月10日、SUNY と CUNY の理事会が、今秋からの対面式のクラスに参加するすべての学生に予防接種の証明書を要求すると発表。州知事はすべての私立大学も同様に対応するよう奨励。

<https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-announces-suny-and-cuny-boards-require-vaccinations-all-students-attending>

- ・ 5月10日、MTA の8つの駅にワクチン接種サイトを設置。5月16日まで、接種者には7日間無料のメトロカードまたは無料の LIRR /メトロノース往復チケットを提供。

<https://www.governor.ny.gov/news/video-audio-photos-rush-transcript-governor-cuomo->

[announces-eight-new-pop-vaccination-sites](#)

・ 5月10日、5月19日より、ナッソーコロシアムの観客席の50%はワクチン接種完了者が隣り合って着席する区画とすることを発表。

<https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-announces-nassau-coliseum-will-have-fully-vaccinated-fan-section-islanders>

(ニューヨーク市) デブラシオ市長のメッセージ (5月10日~5月14日)

・ 5月13日、CDCによるワクチン接種完了者のマスク着用に関するガイドラインについて、市としての判断を検討中である旨発表。

<https://www1.nyc.gov/office-of-the-mayor/news/360-21/statement-mayor-de-blasio-new-cdc-guidance-mask-wearing-social-distancing-for>

(ニュージャージー州) マーフィー知事のメッセージ (5月10日~5月14日)

・ 5月14日、公衆衛生上の緊急事態をさらに30日間延長する政令に署名。同緊急事態は、更新されない限り30日後に失効する見込み。

<https://nj.gov/governor/news/news/562021/approved/20210514a.shtml>

・ 5月13日、制限緩和の第2フェーズを実施する政令に署名。この制限緩和は5月19日から開始される。主な内容は以下のとおりですが、詳細は以下のサイトを参照してください。

ー屋外での集会制限を完全に撤廃。ただし、他のグループから6フィート離れている必要があり、マスク着用に関する要件はそのまま残る。

ー屋内での集会制限のうち、個人宅での屋内集会の制限は25人から50人に引き上げ。

ー屋内、屋外ビジネス等の収容制限を撤廃。

<https://nj.gov/governor/news/news/562021/approved/20210513a.shtml>

(ペンシルベニア州) ウォルフ知事のメッセージ (5月10日~5月14日)

・ 5月14日、ワクチン接種完了者のマスク着用に関し、企業・学校・病院等は、自らの施設内において引き続きマスク着用を求めることができるとの見解を公表。

<https://www.media.pa.gov/pages/health-details.aspx?newsid=1452>

・ 5月13日、CDCによるワクチン接種完了者のマスク着用に関するガイドラインについて、州内にも適用されることを発表。合わせて、州が求めているマスク着用の義務付けに関する規則は接種未完了者を含めたものであり、同規則は州内の18歳以上の者のうち少なくとも70%がワクチン接種を完了するまで継続することを発表。

<https://www.media.pa.gov/pages/health-details.aspx?newsid=1450>

(フィラデルフィア市) ケニー市長のメッセージ (5月10日~5月14日)

・ 5月14日、CDCによるワクチン接種完了者のマスク着用に関するガイドラインについて、

市としての判断を検討中であり、近日中に結論を出す予定である旨発表。

<https://www.phila.gov/2021-05-14-city-provides-update-on-covid-19-for-friday-may-14-2021/>

・ 5月13日、市内においても12～15歳の者へのファイザー製ワクチンの接種を認めたことを発表。

<https://www.phila.gov/2021-05-13-city-provides-update-on-covid-19-for-thursday-may-13-2021/>

・ 5月11日、新規感染者数の減少及びワクチン接種の進展を受け、各種制限措置を緩和することを発表。主な内容は以下のとおり。

- レストラン: 座席の距離を6フィートから3フィートに狭めることができる。アルコール類の提供は料理と合わせた場合に限るとの制限を撤廃する。
- オフィス・小売店・博物館・図書館等: 人数制限を撤廃する（マスクは引き続き必要）
- 屋内での集まり・劇場: 人数の上限を定員の50%とする。グループ同士の距離を3フィート以上確保する。
- 屋外のプール: 人数制限を撤廃する。

（ウェストヴァージニア州）ジャスティス知事のメッセージ（5月10日～5月14日）

・ 5月14日、CDCによるワクチン接種完了者のマスク着用に関するガイドラインについて、州内にも適用されることを発表。

<https://governor.wv.gov/News/press-releases/2021/Pages/COVID-19-UPDATE-Gov.-Justice-lifts-face-covering-requirement-for-fully-vaccinated-West-Virginians.aspx>

・ 5月12日、CDCが最終承認を行い次第、12～15歳の者へのファイザー製ワクチンの提供を開始する用意があると発表。

<https://governor.wv.gov/News/press-releases/2021/Pages/COVID-19-UPDATE-Gov.-Justice-announces-West-Virginia-remains-ready-to-provide-vaccinations-to-children-ages-12-15.aspx>

（デラウェア州）カーニー知事のメッセージ（5月10日～5月14日）

・ 5月14日、5月21日から、屋内外のほとんどの場所でマスクを着用しなければならないという要件を解除すると発表。ただし、屋内および屋外の活動については、CDCが発表したマスク着用のガイダンスに従う必要がある。

<https://news.delaware.gov/2021/05/14/governor-carney-to-lift-delaware-mask-mandate-effective-may-21/>

・ 5月12日、緊急事態宣言を更新し、5月21日から、ほとんどのビジネスの収容制限を撤廃すると発表。詳細は以下のサイトを参照ください。

<https://news.delaware.gov/2021/05/12/governor-carney-updates-covid-19-order-eliminates-capacity-restrictions-effective-may-21/>

【ジェットロ主催ウェビナーのご案内】

ジェットロ・ニューヨーク事務所では、米国でビジネスを行う日本企業（部品・部材のみならず消費財を含む製品の製造、輸入、販売を行う事業者）に向けて、「米国における化学品および製品や部品に含有する化学物質規制の最新動向と企業の実務対応について」と題したウェビナーを5月18日（火）に開催いたします。

米国では、企業が製品（化学品や化学物質を含む物品）を製造、販売、輸入する場合、環境保護庁（EPA）の定めた「有害物質規制法（TSCA）」や、「労働安全衛生法（OSHA）」といった法規制により定められた基準などに対応する必要があります。

本ウェビナーでは化学物質品と輸入に関する規制、許認可申請等を含めた法規制について最新の動向を含めて解説します。また、E-Commerceを使った米国への消費財輸入ビジネスも一層関心を集める中、企業がどのような対応を取るべきかについても事例を交えて解説します。ウェビナー「米国における化学品および製品や部品に含有する化学物質規制の最新動向と企業の実務対応について」

■日時：2021年5月18日（火）

11:00am～12:30pm（米国東部時間）/ 10:00am～11:30am（米国中部時間）/ 8:00am～9:30am（米国西部時間）

■主催：ジェットロ・ニューヨーク事務所

■講師：玉虫完次（エンバイロメント・ジャパン株式会社（EJKK）代表）

■講師略歴：

米国 Vanderbilt University 化学専攻（分析化学専攻、物理化学副専攻）にて博士号を取得。米国ケミカルアブストラクツサービス（CAS）社、米国松下電器、P&G ファーイーストインク、エンバイロン社などの欧米環境・ケミカル・コンサルタント会社のシニアマネージャーを経て、2010年にエンバイロメント・ジャパン株式会社を設立し代表を務める。また、2014年から現在に至るまでJETRO 新輸出大国エキスパートならびにパートナーも務めている。

■定員：3,000名（要事前申込、参加費無料）

※事前登録いただいた方へ、アーカイブ動画へのアクセス方法を講演終了後数日中にご案内いたします。

■お申込み URL

<https://register.gotowebinar.com/register/5784248513576154126>

※ご登録される際、国名（Country）を日本（Japan）としても、州名が必須となっております。恐れ入りますが、米国以外からご参加いただく方は、何州でも構いませんのでおひとつクリックして頂きますようお願い致します。

■ウェビナーに関するお問い合わせ

担当：菊池、綿引、平本

E-Mail：rept3@jetro.go.jp

【感染者数等に関する情報】

5月14日現在、当館管轄内における新型コロナウイルスの感染者数及び死者数は以下のとおりです。各州の地域別感染者数等については各リンク先をご参照ください。

- ・ ニューヨーク州：感染者数 2, 065, 533名、死者数 42, 417名
 ニューヨーク市：感染者数 926, 650名、死者数 22, 249名

<https://covid19tracker.health.ny.gov/views/NYS-COVID19-Tracker/NYSDOHCOVID-19Tracker-Map?%3Aembed=yes&%3Atoolbar=no&%3Atabs=n>

- ・ ニュージャージー州：感染者数 1, 009, 844名、死者数 25, 932名

https://www.nj.gov/health/cd/topics/covid2019_dashboard.shtml

- ・ ペンシルベニア州：感染者数 1, 182,922名、死者数 26, 724名

<https://www.health.pa.gov/topics/disease/coronavirus/Pages/Cases.aspx>

- ・ デラウェア州：感染者数 106, 715名、死者数 1, 651名

<https://myhealthycommunity.dhss.delaware.gov/locations/state>

- ・ ウェストバージニア州：感染者数 157, 923名、死者数 2, 756名

<https://dhhr.wv.gov/COVID-19/Pages/default.aspx>

- ・ コネチカット州フェアフィールド郡：感染者数 99, 495名、死者数 2, 176名

<https://portal.ct.gov/Coronavirus/COVID-19-Data-Tracker>

- ・ プエルトリコ：感染者数 258, 145名、死者数 2, 421名

<http://www.salud.gov.pr/pages/coronavirus.aspx>

- ・ バージン諸島：感染者数 3, 188名、死者数 27名

https://www.covid19usvi.com/?utm_source=doh&utm_medium=web&utm_campaign=covid19usvi

【ビジネス関連情報】

- ・ 各州等のビジネス関連情報は以下をご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/covid19-sb.html>

- ・ 当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しております。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

ご不明な点がございましたら当館までご連絡をいただきますようお願いいたします。(電話：212-371-8222)

【ご来館にあたっての留意点】

◎当館では新型コロナウイルスの影響下においても、在留邦人の皆様に可能な限り安全に領事業務を継続的に御利用いただけるよう、ニューヨーク州及び市当局のガイドライン等を踏まえて、待合室内の過密化防止の観点から予約制をとっておりますのでご注意ください。

◎待合室内の過密化防止の観点から、障がいのある方、高齢者及びお子様に同伴する場合等を除

き、各種申請やパスポート受取等のためにご来館される際にはお一人でご来館いただきますようご協力を御願いたします（過密化防止の観点から、お連れ様は外でお待ちいただく場合があります）。

◎限られた人員での対応となりますので、急を要しない案件については、後日、状況が落ち着いてからご来館をいただきますよう、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

1 領事窓口の業務日

月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日（除、休館日）

2 受付時間

09:30～13:00

（ビザ申請受付：12:00～13:00、ビザ交付：9:30～12:00）

予約制の詳細については当館ホームページをご参照ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-12-14.html>

【医療関係情報】

・CDC はホームページ上で新型コロナウイルスの典型的症状として「熱、咳、息切れ」を挙げています。これらの症状があり、感染が疑われる場合は医療機関に電話で相談をした上で、医療機関の指示に従って受診してください（特定の医療機関がない場合には地元保健当局等（NY市の場合は311）に電話してください）。

CDC ホームページ：<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html>

・新型コロナウイルスに関する予防措置については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

・ニューヨーク市作成の新型コロナウイルスに関するファクトシート（発症した場合等の対応が日本語で記載されています）。

<https://www1.nyc.gov/assets/doh/downloads/pdf/imm/coronavirus-factsheet-jp.pdf>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスまたは「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ニューヨーク日本国総領事館

[299 Park Avenue](#)、18th Floor、New York、NY 10171

[TEL:\(212\)-371-8222](tel:(212)-371-8222)

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・

停止の手続きを行ってください。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国、他国（州）へ転居された方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出願います。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>